

「ちりゅっぴサポーターズ」会則

(趣旨)

第1条 この会則は、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」（以下「ちりゅっぴ」という。）の応援団体である「ちりゅっぴサポーターズ（以下「サポーターズ」という。）」について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会は、ちりゅっぴサポーターズと称する。

(目的)

第3条 サポーターズは、次の各号に挙げる事項を目的として設置する。

- (1) ちりゅっぴの活動を応援すること。
- (2) 知立市（以下「市」という。）及びちりゅっぴのPR活動に協力すること。

(業務)

第4条 サポーターズの管理及び運営業務は、知立市観光協会（以下「観光協会」という。）が知立市観光交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）にその業務を行わせる。

(会員)

第5条 サポーターズの会員（以下、「会員」という。）は次の3種類とする。

- (1) 企業・団体会員
- (2) プレミア個人会員
- (3) 個人会員

2 会員期間は、入会手続きを行った月の翌月1日から1年間とする。ただし、個人会員の会員期間は、本人から退会の届出がない限り1年毎に自動的に更新することとする。

(条件)

第6条 会員は、次の条件を満たすこととする。

- (1) ちりゅっぴを好きであること。
- (2) ちりゅっぴを応援しているもしくは応援してくれること。

(入会)

第7条 サポーターズへの入会を希望するものは、以下のいずれかにより指定管理者に対し申込手続きを行わなければならない。

(1) 入会申し込み書(様式1)

(2) インターネットフォーム「ちりゅっぴサポーターズ申込フォーム」

(会費)

第8条 年会費は次の各号のとおりとする。

(1) 企業・団体会員 10,000円以上

(2) プレミア個人会員 2,000円以上

(3) 個人会員 無料

(特典)

第9条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。ただし、ちりゅっぴの貸出は知立市及び観光協会、指定管理者がちりゅっぴを使用する日以外の日とする。また交通費及び宿泊料は、別途会員が負担するものとする。

(1) 会員証の発行

(2) のぼり旗の配付(大・小 各1枚)

(3) ちりゅっぴの貸出

2 プレミア個人会員の特典は次の各号のとおりとする。

(1) 会員証の発行

(2) オリジナル缶バッジの配付(76mm)

(3) スタンプカードの配付

(4) プレミア会員限定イベントへの参加権

3 個人会員の特典は次のとおりとする。

(1) 会員証の発行

(退会)

第10条 退会は、会員の申し出により指定管理者が承認する。ただし、年会費の返金を行わないものとする。

(会員資格の取消)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。

また、年会費の返金を行わないものとする。

(1) 会員が死亡した場合。

(2) この会則に違反した場合。

(3) その他会員として不相当であると観光協会が認める場合。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、観光協会が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。